

経済要録

国 内

◆10~12月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、10月19日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

平成2年7~9月のM₂+C/D平残の前年比伸び率(速報)は、+12.0%と前期(+13.0%)に比べ低下。

平成2年10~12月については、11%前後の伸び率となる見通し。

◆7か国蔵相・中央銀行総裁会議(G7)の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、9月22日、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、各国経済の動向と見通しについて検討を行った。彼らは、湾岸危機に伴う石油価格の上昇が、インフレと経済成長の低下という二つのリスクをもたらしていることに留意した。大臣および総裁は、正しい政策対応は、安定を指向する金融政策と健全な財政政策から成ると考える。このような対応は、基調インフレ率が石油価格の上昇による影響を受けることを防ぎ、これによって経済成長の低下のリスクを軽減するのに役立つべきである。

2. 湾岸危機に伴う不確実性とその石油市場へのインパクトにもかかわらず、大臣および総裁は、各国経済におけるエネルギー効率の向上により、上昇した石油価格への調整がより良く進み、次第に石油の需給バランス改善に資すると信じる。

3. 石油価格の動向にもかかわらず、今年、各國経済、特に欧州大陸と日本は、堅実な成長を遂げつつあり、7か国経済の拡大は来年も継続し、持続的成長は9年目を迎えるであろう。対外不均衡は今年さらに縮減されつつあり、内需と生産の伸びのバランスの現状と見込みは、

依然調整過程を支えるものである。

4. 大臣および総裁は経済政策協調プロセスへの支持を再確認した。彼らは、赤字国が引き続き財政赤字を削減し民間貯蓄を増大させる努力を行うことを強く促した。彼らは、意味のある永続的な財政赤字削減を行うために、米国が予算サミットを迅速かつ成功裡に終結させることを奨励した。黒字国はインフレなき内需の持続的成長を継続しなければならない。すべての国は経済の効率性を推進する構造改革を実行する必要がある。

5. 大臣および総裁は世界の金融市場の最近の動向について検討した。彼らは、株式市場で株価が相当程度下落した一方で、世界的な不確実性にもかかわらず為替市場が秩序を保ってきたことに留意した。彼らは、前回の会合で当時の円のレベルが世界的な調整過程に対して望ましからざる影響をもたらすかもしれないと考えていたことを再び想起した。彼らは、それ以来円が上昇したことに留意し、また、今や為替相場は対外不均衡の継続的な調整と概ね整合しているとの結論に達した。彼らは経済政策協調プロセスの一環として、為替市場における緊密な協力を継続することに同意した。

6. 大臣および総裁は保護主義に対抗していく決意を強調した。彼らは、開放的で成長を続ける世界経済の推進のため、1990年中にウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させることの緊要性を強調した。

7. 大臣および総裁は、世界中の多くの国が最近の石油価格の上昇と湾岸地域の状況の経済的な帰結に影響を受けやすいことに留意した。彼らは「周辺国」に対して短期的および中期的な経済支援を供与するために国際的な努力が行われていることを歓迎した。深刻な影響を受けている国々の問題に対処するために、彼らは、IMFと世銀に対して、加盟国の改革努力を支援するうえで柔軟に対応するよう、迅速に、適切な措置を探ることを要請した。特に、彼らは、IMFに対して、影響を受けている国々のため、輸出変動・偶発補償融資制度(CCF)およびIMF資金へのアクセスについて検討するよう要請した。

8. 大臣および総裁は、新債務戦略への支持を再確認し

た。彼らはベネズエラの民間銀行とのパッケージの成立に向けた最近の進展を歓迎し、ブラジルに対しては、IMFとの公式の取決めを結ぶうえで、対外債権者に対する債務履行遅滞問題を解決するよう期待する。彼らは、また、民間銀行に対して新たな金融パッケージに関する交渉を開始した他の国々との交渉を迅速に進めることを期待する。彼らは、ラテン・アメリカにおける投資、成長および債務削減を促進することを企図する「中南米イニシアティブ」を実行しようとしている米国の努力を歓迎した。

9. 大臣および総裁は、中欧・東欧において経済の構造改革のための努力が払われていることに留意した。彼らは、中欧・東欧における積極的な経済の発展に資するであろう両独の統一と東独の市場経済への転換を歓迎した。彼らは、また、ソ連で経済改革に対して引き続き優先度が与えられていることを歓迎した。

10. 大臣および総裁は、重債務低中所得国に対する債務繰延べにおいて、繰延べ期間を15年に延長し、債務の株式化および他の債務転換を許容するというパリ・クラブによる最近の決定を歓迎した。彼らは4か国が既にこれら

の新しい条件を利用したことに留意した。大臣および総裁は、パリ・クラブに対して、最貧困債務国を支援するために最近提出された提案を含め、債務負担に対処するための追加的なオプションの検討を継続することを奨励した。

◆平成3年度一般会計予算等の概算要求について

大蔵大臣は9月11日、平成3年度の一般会計概算要求および財政投融資計画要求を閣議に報告した。

今次要求では、一般会計概算要求が、71兆1,158億円、前年度当初予算比+7.4%と62年度以来4年ぶりの一桁台の伸びにとどまった。これは、前年度は定率繰入れ再開等により4割弱増の要求となっていた国債費が、本年度は+14.2%の伸びにとどまること等によるもの。一方、財政投融資計画要求は、郵貯・年金資金等の自主運用枠拡大等から、42兆5,021億円、前年度当初計画比+22.9%と前年度に引き続き高い伸びとなった。平成3年度一般会計概算要求額および財政投融資計画要求額の概要は以下のとおり。

平成3年度一般会計概算要求

	2年度 当初予算	前年度 当初予算比	3年度 概算要求	前年度 当初予算比
国 債 費	億円 142,886	% 22.5	億円 163,229	% 14.2
地 方 交 付 税	152,751	14.3	165,502	8.3
一 般 歳 出	353,731	3.8	369,427	4.4
うち 防衛庁	41,592	6.1	44,021	5.8
(注1) 外務省	5,339	⟨ 6.1 ⟩ 14.4	5,802	8.7
厚 生 省	115,652	6.7	122,156	5.6
建 設 省	37,616	0.3	38,851	3.3
運 輸 省	8,132	△ 0.0	8,224	1.1
通 産 省	7,263	4.5	7,885	8.6
そ の 他	138,137	1.6	(注2) 142,488	3.1
無 利 子 融 資	13,000	0.0	13,000	0.0
歳 出 計	662,368	9.6	711,158	7.4

(注1) ODAのうち食糧増産等援助費は2年度より大蔵省所管から外務省所管に分類替え。
()内はこれを除く実勢ベースの伸び率。

(注2) 生活関連重点化枠2,000億円を含む。

平成3年度財政投融資計画要求

	2年 度		3年 度	
	当初計画	前年度当初計画比	計画要求	前年度当初計画比
政府系金融機関	億円 126,387	% 7.4	億円 148,769	% 17.7
うち住宅公庫	55,930	9.8	64,285	14.9
中小公庫	19,180	3.9	20,850	8.7
開銀	10,910	3.9	14,720	34.9
輸銀	10,120	18.8	14,600	44.3
(注1) 公共事業実施機関	43,016	2.8	47,366	10.1
うち日本道路公団	19,360	1.0	20,208	4.4
住宅・都市整備公団	8,738	0.6	9,076	3.9
首都高速道路公団	3,183	18.6	3,500	10.0
本州四国連絡橋公団	1,592	23.1	1,886	18.5
その他公團・事業団等	53,621	7.8	62,646	16.8
うち年金福祉事業団 (注2)	19,101	30.3	30,578	60.1
国鉄関係	18,846	△ 6.1	10,867	△ 42.3
海外経済協力基金	5,910	4.0	6,806	15.2
地方	53,200	△ 1.8	51,740	△ 2.7
地公体	41,700	△ 1.0	40,030	△ 4.0
公営公庫	11,500	△ 5.0	11,710	1.8
一般財投分計(A)	276,224	4.9	310,521	12.4
資金運用事業分(B)	69,500	17.2	114,500	64.7
郵便貯金特別会計	35,000	16.7	40,000	14.3
年金福祉事業団	18,000	17.6	58,000	3.2倍
簡保福祉事業団	16,500	17.9	16,500	0.0
合 計(A+B)	345,724	7.1	425,021	22.9

(注1) 「公共事業実施機関」には上記4公団等のほか、国有林野特会、農用地整備公団等12機関を含む。

(注2) 新幹線保有機構、日本国有鉄道清算事業団、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の合計額。なお、3年度計画要求には前者のほかに新設される鉄道整備基金の要求額(1,540億円)も含む。

◆市場金利連動型定期預・貯金にかかる金利の最高限度の定めの変更について

日本銀行政策委員会は、10月9日、金利調整審議会の議を経て、市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口

M M C)にかかる金利の最高限度の定めの変更について決定した。

新しい小口M M Cの商品性内容については、以下のとおり。

	改組前	改組後																												
預入期間	・3か月、6か月、1年、2年、3年 (満期日指定型はなし)	・3か月以上3年以下 3か月、6か月、1年、2年、3年の満期定型型 に加え、3か月超3年未満の範囲で満期日指定型 の設定が可能																												
金利設定の 金額階層区分	・階層区分なし(1百万円以上の小口MMCについて同一の金利設定)	・「1百万円以上3百万円未満」および「3百万円以上」 の2階層別金利設定																												
基準金利	・CD金利の全預入期間加重平均金利 (日本銀行が公表)	・大口定期店頭表示金利の預入期間別加重平均金利(日本銀行が公表)																												
上限金利	<p>・定数スプレッド方式</p> <table border="1"> <tr> <td>3か月物</td> <td>CD金利 -1.75%</td> </tr> <tr> <td>6か月物</td> <td>〃 -1.25%</td> </tr> <tr> <td>1年物</td> <td>〃 -0.75%</td> </tr> <tr> <td>2年物</td> <td>〃 -0.5%</td> </tr> <tr> <td>3年物</td> <td>長國クーポン (半年複利) -0.7%</td> </tr> </table> <p>キャップ および フロア ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> キャップ・ルール……2年以下の小口MMC金利は、3年物の小口MMC金利を上回らない。 フロア・ルール……対応する期間の一般定期預金金利+0.15%を下回らない。 	3か月物	CD金利 -1.75%	6か月物	〃 -1.25%	1年物	〃 -0.75%	2年物	〃 -0.5%	3年物	長國クーポン (半年複利) -0.7%	<p>・定率スプレッド方式</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>3百万円未満 (1百万円以上)</td> <td>3百万円以上</td> </tr> <tr> <td>3か月以上 6か月未満</td> <td>大口定期金利 (3か月) ×0.80</td> <td>大口定期金利 (3か月) ×0.85</td> </tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td> <td>同 (6か月) ×0.83</td> <td>同 (6か月) ×0.88</td> </tr> <tr> <td>1年以上 2年未満</td> <td>同 (1年) ×0.86</td> <td>同 (1年) ×0.91</td> </tr> <tr> <td>2年以上 3年未満</td> <td>同 (2年) ×0.89</td> <td>同 (2年) ×0.94</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>同上(半年複利)</td> <td>同上(半年複利)</td> </tr> </table> <p>・キャップおよびフロア・ルールは廃止。</p>		3百万円未満 (1百万円以上)	3百万円以上	3か月以上 6か月未満	大口定期金利 (3か月) ×0.80	大口定期金利 (3か月) ×0.85	6か月以上 1年未満	同 (6か月) ×0.83	同 (6か月) ×0.88	1年以上 2年未満	同 (1年) ×0.86	同 (1年) ×0.91	2年以上 3年未満	同 (2年) ×0.89	同 (2年) ×0.94	3年	同上(半年複利)	同上(半年複利)
3か月物	CD金利 -1.75%																													
6か月物	〃 -1.25%																													
1年物	〃 -0.75%																													
2年物	〃 -0.5%																													
3年物	長國クーポン (半年複利) -0.7%																													
	3百万円未満 (1百万円以上)	3百万円以上																												
3か月以上 6か月未満	大口定期金利 (3か月) ×0.80	大口定期金利 (3か月) ×0.85																												
6か月以上 1年未満	同 (6か月) ×0.83	同 (6か月) ×0.88																												
1年以上 2年未満	同 (1年) ×0.86	同 (1年) ×0.91																												
2年以上 3年未満	同 (2年) ×0.89	同 (2年) ×0.94																												
3年	同上(半年複利)	同上(半年複利)																												
金利変更頻度	・原則月1回 ——ただし、一般定期預金金利改訂に伴うフロア水準の変更は随時。	・原則月2回(第1、第3月曜日) ——ただし、第1、第3月曜日以外の月曜日でも、預入期間別大口定期平均金利のいずれかがその時点で適用されている基準金利に対して±5%以上変動した場合には、基準金利および小口MMC上限金利を改訂。																												
実施日		・平成2年11月5日																												

◇日本銀行、為替相場等・期(月)末引直し値算出計数の公表を開始

平成2年度からの金融機関経理基準の改定に伴い、日本銀行は、為替相場等・期(月)末引直し値算出計数の公表を、10月1日より開始した。

これは、金融機関の先物・外貨為替およびオプション取引等の期末評価を同計数を用いて行い、実勢相場により

評価することを目的としたもの。なお、同計数の公表方法は以下のとおり。

1. 日本銀行本支店の店頭に公表日から起算して翌週応当日まで掲示する。なお、公表計数を記載した資料は、公表日以降、日本銀行本支店(本店においては国際局為替課、支店においては原則として営業課または総務課)の窓口で受領可能。

2. 公表時刻は原則として公表日の正午とする。
3. 日本銀行は上記公表と合せ、各種報道機関に対し参考までに公表計数を発表する。

◆日本銀行、取引先とのパソコン接続を開始

日本銀行は、9月25日より、取引先(都銀、長信、信託等)とのパソコン接続を開始した。当面、大口定期・C D 基準レート等の金利関連データを取扱うものとする。

◆利付国庫債券(10年)の国債募集引受額の割当限度額拡大について

本年10月債より、利付国庫債券(10年)国債募集引受額の割当限度額(価格競争入札および非競争入札の対象部分)が発行予定額の40%から60%に拡大された。また、これに伴い、非競争入札への各応募者の応募限度額も、発行予定額に当該応募者の国債募集引受団内の引受割合(シルバーチェア)を乗じて得た額の20%から40%に引き上げられることとなった。

◆土地関連融資の抑制に関する事務連絡の記載要領改正について

大蔵省は、9月27日、本年3月に発出した金融機関の土地関連融資の抑制に関する事務連絡の記載要領を改正する事務連絡を関係各金融機関に発出した。同改正の主要点は、これまで国内店分に限られていた報告対象融資に、海外支店の居住者向け円貨貸出(ユーロ円インバクトローン)を加えた点。

◆大蔵省、株価急落への対応策を決定

大蔵省は、10月1日、株式市場の急落を受け、一連の対応策を発表した。その概要は、以下のとおり。

- (1) 信用取引の委託保証金代用有価証券の担保掛目を引上げる(70%→80%、10月5日より実施)。
- (2) 先物・オプション取引の取引時間を短縮する(現行9:00~11:15、13:00~15:15→変更後9:00~11:00、13:00~15:10、10月2日から実施)。
- (3) 最近における生保・損保の株式保有構造にかんがみ、生保・損保の特定金銭信託の運用枠を拡大する(一般勘定資産の5%→7%、各社からの申請に対し、個別に順次認可)。

◆前払式証票の規制等に関する法律等の施行について

「前払式証票の規制等に関する法律」(プリペイドカード法)および同法政省令が10月1日より施行された。同法は、「商品券取締法」を抜本的に改正したもので、いわゆるプリペイドカードおよび商品券等を「前払式証票」として統一的に定義し、消費者保護および信用秩序維持のために必要な規制を行うことを目的としたもの。

同法律および同法政省令の内容のポイントは以下のとおり。

(1) 届出制・登録制

カードの発行者を「自家型」と「第三者型」とに区分し、前者に対して届出制、後者に対して登録制を導入。

(2) 供託義務

前払式証票の基準日未使用残高が1,000万円を超えた場合、当該基準日未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金の供託を義務付け(ただし、旧法(「商品券取締法」)に規定する商品券に該当しない前払式証票の場合、①券面金額が1,000万円以下のものについては当分の間供託義務の対象外、また、②法の施行日以前から発行されているものについては、1年目6分の1以上、2年目6分の2以上との軽減措置)。

(3) 監督

「自家型」、「第三者型」に対して報告書提出を義務付け。「第三者型」への立入り検査権を保有。

(4) 適用除外

国または地方公共団体等の発行するもの、専ら発行者の従業員に対して発行されるもの等については、本法の適用除外。

◆金融機関の関連会社の第三者発行型前払式証票取扱いに関する口頭指導事項について

大蔵省は、10月1日の「前払式証票の規制等に関する法律」の施行を控え、9月27日、「金融機関の関連会社が第三者発行型前払式証票(プリペイドカード)を取扱うことに関する口頭指導について」、各金融団体に通知した。その概要は以下のとおり。

- (1) 金融機関の関連会社が第三者発行型プリペイドカードを発行することを認める。
- (2) 金融機関が、自行または他行の関連会社が発行した第三者発行型プリペイドカードを店頭で販売することについては、当該関連会社からの委託による販

売形式をとれば差し支えない。

- (3) 金融機関およびその関連会社が、金融機関の関連会社以外の者が発行したプリペイドカードを販売することは認めない。

◆「取引所税法」改正について

「取引所税法」が改正され、10月1日より施行された。改正の主な内容は以下のとおり。

区分	改正前	改正後
国債証券の売買取引	〈第一種〉 万分の 0.1 (0.001%)	
地方債証券又は社債券の売買取引		
有価証券の売買取引		
甲 銘柄の異なる複数の有価証券の集合体を対象とするもの	〈第二種〉 万分の 1 (0.01%)	(注)
乙 その他のもの		
商品の売買取引		
甲 銘柄または等級別に相対売買の方法で履行期にのみ差金返済ができるものの		
乙 その他のもの		
有価証券指數等の売買取引		
金融指標・通貨等の売買取引		
オプション取引	非課税	万分の1 (0.01%)

(注) ただし、2年間の経過措置として、米ドル短期金利先物および日本円・米ドル通貨先物の課税を延期するほか、日本円短期金利先物については税率を万分の0.01(0.0001%)に設定。

◆相続税財産評価に関する基本通達の一部改正について
相続税財産評価に関する基本通達の一部が改正され、9月1日より適用された。今回の改正は、取引相場のない株式の価額についての相続額の確定において類似業種比準方式が利用できる場合を限定したほか、負担付贈与を利用した節税等への対応も図っている。

改正の主な内容は、以下のとおり。

- (1) 純資産価額方式により株式を評価する場合において、その株式の発行会社が課税時期前3年以内に取得した土地や建物については、「通常の取引価格」により評価する。
- (2) 総資産中に占める土地の割合が高い会社(大企業70%以上、小会社90%以上)を「土地保有特定会社」とし、その株式は、純資産価額方式により評価する。
- (3) 総資産中に占める株式の割合が高い会社(大企業25%以上、中会社50%以上)を「株式保有特定会社」とし、その株式は、原則として純資産価額方式により評価する。
- (4) 負担付贈与または個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式等の価額は、当該取得時における取引価格(取引所の公表する最終価格)によって評価する。

◆「湾岸平和基金」設置について

政府は、9月21日、ペルシャ湾岸アラブ6か国でつくる湾岸協力アラブ諸国理事会(GCC、事務局アラド)に「湾岸平和基金」を設置することを閣議決定した。

◆産業金融と企業組織に関する研究会中間報告「我が国におけるM&Aの現状と課題」について

通商産業省産業政策局長の私的諮問機関である「産業金融と企業組織に関する研究会」(後藤晃座長)は、8月17日、中間報告「我が国におけるM&Aの現状と課題」をとりまとめた。

同中間報告は、M&Aの実態分析や日米間の比較を行った後、そのあり方として、M&Aを行う際には、①情報の公開と透明性の確保、②長期的企業経営の効率化と従業員の利益の考慮、③内外共通のスタンダードによる行動の3点に留意すべきであるとしている。また、今後の制度面での検討課題として、社債発行限度・受託制度・適債基準、ディスクロージャー制度、株式の高値肩代りに対する規制、敵対的買収そのものに対する法的制限等の諸制度をあげている。同報告の概要は以下のとおり。

はじめに

- 第1章 M&Aの現状
- 第2章 M&Aに関する日米の制度的特徴
- 第3章 欧州におけるM&A
- 第4章 M&Aの在り方と検討課題

◇東京金融先物取引所の値付会員(マーケットメーカー)
制度導入について
東京金融先物取引所は、取引の活性化策として10月 1日から、米ドル短期金利先物および日本円・ドル通貨先物について、値付会員(マーケットメーカー)制度を導入した。同制度の概略は以下のとおり。

指定取引対象	米ドル短期金利先物	日本円・米ドル通貨先物
両サイド価格	提示する	提示する
ピッド・オファー幅*	3ティック	10ティック
提示時の最低数値 (ピッド・オファーとも)	20枚	10枚
指定期限月	取引最終日の4月前の応当日（当該日が休業日にあたるときは、順次繰り上げる）が到来した限月取引	同左
提示のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・指定時間 <ul style="list-style-type: none"> ①取引開始時(30分) ②午後開始時(30分) ③取引終了前(30分) ・取引所の要請時 (指定時間を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定時間 <ul style="list-style-type: none"> ①取引開始時(30分) ②午後開始時(30分) ③取引終了前(30分) ・取引所の要請時 (指定時間を除く)
1日の義務免除数量**	100枚	50枚

* 本ピッド・オファー幅は最大であり、提示時には実勢相場を勘案し、ピッド・オファー幅を極力狭めて提示する。

** 1日の取引数量(売買合算)。ただし、同一会員間での約定分を除く。

◇日本相互証券、業者間でのT B取引を4日目決済に

移行

日本相互証券(B・B)は、10月1日より、業者間でのT B取引の決済を従来の5・10日決済から4日目決済に移行した。

◇現行金利一覧

2年10月20日現在（単位・年%）

	金 利	実施時期 ()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30 (5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30 (5.5)
新短期プライムレート	8.0	2. 9.12 (7.375)
長期プライムレート	8.9	2.10. 1 (8.5)
住宅ローン金利		
・固定金利型	8.28	2.10. 1 (7.68)
・変動金利型	8.5	2.10. 1 (7.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	8.9	2.10. 1 (8.5)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	8.7	2.10. 1 (8.3)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17 (5.4)
資金運用部預託金利(期間3年～5年)	5.0	1. 7.28 (4.75)
(期間5年～7年)	5.5	2. 2.27 (5.35)
(期間7年以上)	7.3	2. 9.21 (6.7)
銀行等の預貯金利(日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金		
3か月	4.08	2. 9.17 (3.63)
6か月	5.33	2. 9.17 (4.88)
1年	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年	6.33	2. 9.17 (5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17 (3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17 (1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17 (1.88)
郵便貯金金利		
・定額貯金(1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17 (4.63)
・積立貯金(1年)	4.20	2. 9.17 (3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17 (3.0)
・定期貯金(1年)	6.08	2. 9.17 (5.63)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口④		
1年以上のもの	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17 (5.93)
5年以上のもの	7.9	2.10. 6 (7.5)
・貸付信託⑤		
2年のもの	6.53	2. 9.21 (6.08)
5年のもの	8.02	2.10. 6 (7.62)

(注1) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

(注2) 信託配当率は各行自主決定金利。

④既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

⑤実施日付以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

2年10月20日現在

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10 年)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈10月債〉 <u>7.786</u> <u>7.9</u> <u>100.64</u>	〈9月債〉 7.534 7.3 98.66
割引国債 (5 年)	・応募者利回(%) ・同税引後(%) ・発行価格(円)	〈9月債〉 7.781 6.099 68.75	〈7月債〉 6.716 5.299 72.25
政府短期証券 (60 日)	・応募者利回(%) ・割引率(%) ・発行価格(円)	〈9月10日発行分～〉 5.550 5.500 99.0959	〈4月2日発行分～〉 5.168 5.125 99.1575
政府保証債 (10 年)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈10月債〉 <u>7.900</u> <u>7.9</u> <u>100.00</u>	〈9月債〉 7.443 7.4 99.75
公募地方債 (10 年)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈10月債〉 <u>7.944</u> <u>7.9</u> <u>99.75</u>	〈9月債〉 7.487 7.4 99.50
利付金融債 (3年物)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈10月債〉 <u>7.900</u> <u>7.9</u> 100.00	〈9月債〉 7.500 7.5 100.00
利付金融債 (5年物)	・応募者利回(%) ・表面利率(%) ・発行価格(円)	〈10月債〉 <u>8.000</u> <u>8.0</u> 100.00	〈9月債〉 7.600 7.6 100.00
割引金融債	・応募者利回(%) ・同税引後(%) ・割引率(%) ・発行価格(円)	〈10月債〉 <u>7.422</u> <u>6.010</u> <u>6.89</u> <u>93.09</u>	〈9月債〉 6.826 5.529 6.37 93.61

(注) アンダーラインは今回改定箇所。